**平成２２年（フ）第２０６号**
神戸市垂水区星陵台７丁目10番８号　アクロス壱番館201号
債務者　大橋　義治
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２０７号**
神戸市垂水区星陵台７丁目10番８号アクロス壱番館201号
債務者　大橋　成美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６４号**
神戸市中央区大日通７丁目１番21―403号
債務者　井上　晃治
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２８３号**
神戸市北区緑町５丁目９番14号
債務者　徳野　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９４号**
神戸市長田区御蔵通１丁目104番地の２
債務者　藤田　　守
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３００号**
神戸市中央区籠池通１丁目１番12号　鮫川マンション205号
債務者　原田博嗣こと　趙　　博嗣
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０１号**
神戸市中央区籠池通１丁目１番12号　鮫川マンション205号
債務者　原田　沙苗
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２０７号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―701号
債務者　牧野　朋子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第７１号**
宮崎県西都市大字山田4198番地１
債務者　杉尾　光夫
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第５８号**
宮崎県小林市堤3048番地７　堤フルーツコーポ　イチゴ６号
債務者　池田　有加（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第６１号**
北海道小樽市梅ケ枝町３番17号
債務者　有田　憲正
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第６４号**
北海道苫小牧市船見町２丁目３番20号　吉田アパート２階
債務者　小山内　忠
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第３８号**
群馬県桐生市新里町新川3961番地オゼットワールＡ―２号室、住民票上の住所群馬県桐生市新里町新川544番地２
債務者　池田　恭子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１０６号**
福井県吉田郡永平寺町牧福島第20号４番地１、住民票上の住所福井市田ノ谷町第10号１番地10
債務者　原田　慶一
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１２号**
福井市飯塚町第27号４番地１　メゾネットルーラルＡ
債務者　松下えり子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３５号**
山梨県甲府市塩部１丁目９番23号
債務者　石原　隆治
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４号**
長野県須坂市北相之島185番地
債務者　目黒　常義
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係